

第3節



III 「拓く」

〜強みを生かした経済の躍動を
実感できるために〜

政

策

施

策

III-1 持続可能なもうかる
農林水産業

- 311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上
- 312 農業の振興
- 313 林業の振興と森林づくり
- 314 水産業の振興

III-2 強じて多様な産業

- 321 中小企業・小規模企業の振興
- 322 ものづくり産業の振興
- 323 Society 5.0時代の産業の創出
- 324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進

III-3 世界の三重、三重から
世界へ

- 331 世界から選ばれる三重の観光
- 332 三重の戦略的な営業活動
- 333 国際展開の推進

III-4 多様な人材が活躍できる
雇用の推進

- 341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援
- 342 多様な働き方の推進

III-5 安心と活力を生み出す
基盤

- 351 道路網・港湾整備の推進
- 352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実
- 353 安全で快適な住まいまちづくり
- 354 水資源の確保と土地の計画的な利用



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体によって創出された県産農林水産物の魅力を生かした新たな価値が、多様な商品・サービスとして広く提供されることで、県民の皆さんの豊かな暮らしや「持続可能なもうかる農林水産業」の実現につながっています。

現状と課題

- 食のグローバル化の進展をはじめ、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな需要やインバウンドの拡大、スマート技術の普及など、農林水産業を取り巻く状況が大きく変化する中、農林水産物などの地域資源を活用した競争力の高い商品・サービスの開発や新たな市場の開拓等を、分野横断的なイノベーションの促進や先端技術の導入により加速する必要があります。
- 農林水産物の効率的な生産や品質向上、利用拡大に向けて、さまざまな知識・情報・データの共有や組み合わせなどを進め、農林水産技術の研究開発に取り組むとともに、開発した技術を生産現場等へ移転する必要があります。
- 伊勢志摩サミットや東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機としたプロモーションの実施により、「三重ブランド」をはじめとするストーリー性のある県産農林水産物への関心・評価が高まっていることから、これらが有する本質的な価値に着目したブランド力の向上と消費者等に的確に魅力を伝えていく取組を強化する必要があります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックへの食材供給やその先の取引拡大に向けて、引き続き、関係者が一丸となってGAP^{注）1}等の認証取得を推進するとともに、供給体制やプロモーションの強化等を図り、認証取得をビジネスチャンスの拡大につなげる必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

三重の食や木の活用を通じて、県民一人ひとりの暮らしの利便性や質の向上等が図られ満足度が高まるよう、さまざまな主体の連携を強化・高度化し、分野横断的なイノベーションの促進や県産農林水産物の特徴を生かした高付加価値化を進めます。

また、地産地消や食育の推進など地域の魅力発信などに取り組むとともに、これらを実践できる多様な人材の確保・育成を図ります。

注）1 GAP：農業の使い方、土や水などの生産を取り巻く環境、農場の労働者の状況など、あらゆる工程を記録・点検・改善して、安全な農産物の生産につなげる取組。Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の頭文字。

取組方向

■ 基本事業1 新価値創出と戦略的プロモーションの展開

多分野連携のフードイノベーションの促進やAI・IoT^{注)2}など先端技術の積極的な活用により、新たな商品・サービスの創出に取り組みます。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの成果等をフル活用した戦略的なプロモーションを、生産者や企業等との連携を強化しながら展開します。

■ 基本事業2 農林水産技術の研究開発と移転

農業・畜産・林業・水産の各研究所において、新しい技術・知恵・情報を組み込みながら、農林水産技術の研究開発に取り組むとともに、開発した技術の農林水産事業者等への移転を進めます。

■ 基本事業3 ブランド力向上の推進

農林水産物のブランド化支援や6次産業化等を担う人材の育成を通じて、新たなブランド力の向上に取り組みます。また、さまざまな主体と連携を図りながら、地産地消や食育の推進など県産農林水産物が有する本質的な価値にふれる機会を提供します。

■ 基本事業4 農林水産業の国際認証取得の促進と活用

農林水産業の国際認証取得に向けた取組を加速させるとともに、認証を取得した農林水産物の供給体制やプロモーションの強化等を図り、国内外における販路開拓・拡大を進めます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額（累計）	4億円	30億円	農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベーションプロジェクト」から生み出された県内事業者の商品等の売上額および新たに「三重ブランド」に認定された事業者の商品等の売上額の合計

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
企業等と連携したスマート農林水産業の実践数（累計）	10件	80件	企業等と連携して、生産、加工、流通・販売過程においてスマート農林水産業を実践した件数
県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数（累計）	7者	57者	農林水産物のブランド化支援や6次産業化等を担う人材の育成を通じて、新たにブランド力の向上に取り組んだ事業者数
農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数（累計）	10件	85件	農林水産業の国際認証等（GAP、FSC認証 ^{注)3} 、水産エコラベル等）を活用した新たなマッチングによる取引件数

注)2 IoT：Internet of Thingsの略。「モノのインターネット」と呼ばれます。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、相互に情報交換、機器制御等が行われる仕組みのこと。IoTによってモノから集められたデータをもとに、自動化の進展等、新たなサービス・付加価値が生み出されています。

注)3 FSC認証：国際的な認証機関である、FSC（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）による、環境保全に配慮し、地域社会の利益にかなない、経済的にも継続可能な形で適切に管理された森林と、その森林に由来する製品の流通や加工のプロセスを認証する制度。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんの「食」に対する多様なニーズに応え、安全で安心な農産物が生産され、安定的に供給されることにより、本県農業の持続的な発展と県民の皆さんの健全な食生活の実現につながっています。また、収益性と高付加価値化を意識した農業の戦略的な振興や多様な担い手が共生する営農体制の構築、若者が魅力を感じる働きやすい農業の実現のための取組が進められ、次代を担う農業人材が活躍しています。

現状と課題

- 安全・安心な農産物等の安定供給を図るため、三重県の食料自給力の維持向上に努めるとともに、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など「食」の魅力と、伊勢志摩サミットや東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機に高まった評価等を最大限に活用し、持続可能なもうかる農業の実現につなげていくことが求められています。
- 農業就業人口に占める65歳以上の割合は75%（平成27（2015）年）と高いことから、本県農業が将来にわたって持続できるよう、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、TPP11^{注）1}や日欧EPA^{注）2}等によるグローバル化に対応しながら、AI等のICTの活用によるスマート化を進めるとともに、雇用力のある農業法人や次世代農業の主軸となる農業ビジネス人材、新規就農者などの確保・育成に取り組む必要があります。また、家畜伝染病など地域や産地に大きな影響を及ぼすリスクに適切に対応していくことが必要です。
- 中山間地域など、担い手が不足している地域では、集落営農など農業経営の共同化や地域資源を生かした付加価値づくり等を進めることにより、さまざまな地域の関係者が参画する地域営農体制の構築につなげていく必要があります。
- 効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、担い手への農地集積・集約化等を通じた生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進することが重要なことから、引き続き、営農の高度化・効率化に向けた生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、多彩な農産物の魅力や農村の美しい景観を身近に感じ、豊かな暮らしを営めるよう、農業および食を支える皆さんと共に、安全で安心な農産物の生産と供給および農業の有するさまざまな機能の維持と活用に取り組みます。

また、農業者の皆さんが、働く場として農業に誇りを持ち、未来に展望を描けるよう、新たなチャレンジへの支援や地域の皆さんのさまざまな課題に応じたサポートに取り組みます。

注）1 TPP11：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。日本を含む11か国が加盟する、アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。平成30（2018）年12月に発効。

注）2 日欧EPA：経済上の連携に関する日本国と欧州連合（EU）との間の協定。日本とEUとの間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された経済連携協定。平成31（2019）年2月発効。

■ 基本事業1 持続可能なもうかる農業の実現

国内外の新たな需要を取り込みながら、ブランド米や麦・大豆・飼料用米等水田作物の生産拡大と、野菜の加工・業務用需要や果樹・伊勢茶の輸出への対応など多様なニーズに対応できる戦略的な園芸産地の育成に、ICT等の活用によるスマート化を進めつつ取り組みます。また、稲・麦・大豆の優良種子の生産と安定供給に取り組むとともに、生鮮食料品の安定的・効率的な供給に向け、卸売市場の適正運営を図ります。

■ 基本事業2 持続可能なもうかる畜産業の実現

畜産物の高品質化や生産コストの低減を図るとともに、国内外への販路拡大の促進や食品関連事業者と連携した高付加価値化等に取り組めます。また、CSF等家畜伝染病の発生により影響を受けた農場等に対する経営支援に取り組むとともに、県産畜産物の消費拡大を図ります。さらに、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。

■ 基本事業3 農業の多様な担い手の確保・育成

農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を加速するとともに、雇用力のある農業法人や若き農業ビジネス人材、新規就農者の育成等に向けた取組を進めます。また、小規模農家や高齢農家等が参画した集落営農組織の育成、地域資源の活用による価値創出を目的とした地域活性化プランの推進などを通じて、地域の実情に即した多様な担い手が共生する営農体制の構築を促進します。

■ 基本事業4 強い農業のための基盤づくり

「三重県農業農村整備計画」に基づき、ほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化など高度な生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の維持・保全を図ります。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
農業産出等額	1,205億円 (30年)	1,222億円 (4年)	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ）（経営所得安定対策等による交付金等を含む）

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
米、小麦、大豆の自給率（カロリーベース）	78.0% (30年度)	80.0% (4年度)	県民の皆さんが食料として消費する米、小麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合
認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	34.3% (30年)	40.0%	認定農業者のうち、所得等が500万円以上の経営体が占める割合
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	43.0%	55.2%	パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における担い手への農地集積率



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

循環型資源である県産材が社会のあらゆる場面で活用され、林業活動がビジネスとして活発に展開されることにより、森林資源の持続的な活用と育成が進むとともに、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画しています。

現状と課題

- 水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるため、間伐等の森林整備を促進するとともに、市町を主体とした適正な森林の経営管理を円滑に進める必要があります。また、集中豪雨や台風等による豪雨災害が多発するなど、自然災害の発生リスクが高まっており、「災害に強い森林づくり」をより一層進める必要があります。
- 県内の森林資源の大半は、本格的な利用時期を迎えているものの、木材価格の低迷による採算性の悪化などから、その多くが伐採されず、活用されない状況が続いています。一方で、大型合板工場や木質バイオマス発電所の稼働によって合板用途や木質チップ原料の需要は増大しています。このため、森林資源の循環利用による持続可能な森林経営を促進するとともに、森林施業の低コスト化や生産体制の強化を図り、素材生産量の増大に取り組む必要があります。
- 住宅着工戸数が伸び悩む中、内装材等木材の建築用途でのさらなる利用促進、公共建築物や商業施設等中大規模の非住宅建築物等の需要の獲得など、新たな販路の拡大に向けた取組を推進し、県産材の需要を拡大していくことが必要です。
- 林業従事者が減少傾向にある中、森林・林業の振興や地域の活性化につなげるため、「みえ森林・林業アカデミー」において、新たな視点や多様な経営感覚を持った人材の確保・育成に取り組んでいます。引き続き、社会状況の変化やニーズに対応した講座を実施し、産学官の連携のもと、次代を担う林業人材を育成する必要があります。さらに、自伐型林業などさまざまな主体による自立的な林業活動を促進する必要があります。
- 森林は県民共有の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で進めるためには、森林づくりに取り組む活動団体を増加させ、森林環境教育や木育を推進する必要があります。また、指導者や活動団体と学校などをつなぐコーディネート機能の強化や、森林環境教育・木育活動のフィールドや施設の整備、活動指導者の確保・育成が必要です。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

中山間地域の貴重な産業である林業の活性化を通じて、若者やU・Iターン希望者などの働く場を創出するだけでなく、そこで生活する人びとのつながりや絆が深まるよう、地域の資源を生かした新たな森林・林業ビジネスを創造できる人材や地域振興の核となりうる人材の育成に取り組めます。

また、県民の皆さんによる、森林づくりへのさまざまな形での参画を通じ、森林や木材への親しみが深まり、次世代に豊かな森林を健全な形で引き継いでいく意識が醸成されるよう、活動や学びの「場」づくり、家庭や子育てにおける「木づかい」の促進に取り組めます。

取組方向

■ 基本事業1 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適正な森林管理を行うとともに、樹種や林分構造が多様な「構造の豊かな森林づくり」を進めます。また、適切な森林管理を推進するため、森林資源情報の効果的な把握と活用に努めるとともに、森林経営管理制度を活用した計画的な森林整備を促進します。さらに、頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」を進めます。

■ 基本事業2 「緑の循環」の推進と県産材の利用の促進

利用期を迎えた森林資源を活用し、「植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環を確実に進めるため、持続可能な林業生産活動を促進するとともに、林業・木材産業の競争力強化と、暮らしの中のさまざまな場面における県産材の利用の促進に取り組みます。

■ 基本事業3 林業・木材産業を担う人材の育成

森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った人材、地域を担う新たな視点、多様な経営感覚を持った人材の育成および新規就業者の確保に取り組みます。また、市町と共に地域の森林経営を担う、意欲や能力の高い林業事業体の育成に取り組みます。

■ 基本事業4 みんなで支える森林づくりの推進

「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、さまざまな主体に森林づくりに必要な情報の提供を行います。また、「みえ森と緑の県民税」を活用し、市町による地域の実情に応じた森林づくりを促進するほか、森林環境教育・木育の総合窓口である「みえ森づくりサポートセンター」を核とした連携促進などの「仕組みづくり」、県民の皆さんが森林の役割や大切さを体感できる活動の「場づくり」、指導者への研修会の開催などの「人づくり」に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県産材素材生産量	395千m ³ (30年度)	415千m ³	県内で生産される木材の供給量

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
公益的機能増進森林整備面積 (累計)	1,476ha (30年度)	11,650ha	森林の公益的機能を高めることを目的として、環境林を中心に県や市町など公的な主体等が実施した間伐等の面積
林業人材育成人数(累計)	54人 (30年度)	320人	「みえ森林・林業アカデミー」などにおいて研修を受講した人数
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	85人 (30年度)	200人	地域の実情に応じて実施する指導者養成講座を受講し、現に活動が可能な森林環境教育や木育の指導者数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理や競争力のある養殖業の確立とともに、多様な担い手の確保や水産業者等の経営力の強化などにより、水産業が安定的に継続されることで、県民の皆さんの多様なニーズに応える水産物が供給されています。

現状と課題

- 漁場環境の悪化や資源量の減少、消費者の魚離れなど本県の水産業を取り巻く環境が厳しい中、将来にわたって、漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保できるよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存・管理によりその維持・増大を図るとともに、競争力のある養殖業を確立していく必要があります。
- 漁業就業者の高齢化と減少が急速に進む中、さまざまな世代の漁業者がいきいきと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業・漁村を確立できるよう、多様で意欲のある若者が漁業に就業し、漁業者自らが高い付加価値を創出するなど、多様な担い手の確保・育成や水産業者等の経営力の強化を図っていく必要があります。
- 南海トラフ地震など大規模地震発生の緊迫度がより高まるとともに、台風や豪雨など頻発・激甚化する風水害等への対応の強化が求められる中、災害に強く生産性が高い水産業と安心して快適な漁村を構築できるよう、漁村地域の防災・減災対策や水産業の持続的な発展に資する基盤整備および活力ある漁村づくりを推進していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

将来にわたって、水産業が安定的に継続されるよう、県、市町、水産事業者および県民の皆さんが連携して、水産業や漁村の持つ多様な役割の発揮に向けた取組を進めます。また、多様な水産業の担い手の確保・育成に向け、漁村への定着を支援する取組を漁業者や関係機関と連携して進めます。さらに、地震や頻発・激甚化する風水害等に対し、漁港で働く人びとが、安心して生産活動に取り組めるよう、水産基盤の整備を進めるとともに、水産業BCP（事業継続計画）の策定に取り組めます。



藻場でアワビ漁をする海女の様子

取組方向

■ 基本事業1 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

水産資源の維持・増大を図るため、科学的知見をふまえた新たな資源管理体制の構築、海女の主要な漁獲物であるアワビ資源の増大など効果的な栽培漁業の推進、地元漁業者と連携した密漁防止対策等に取り組みます。

また、安全で安心な養殖水産物の安定供給や養殖業の競争力強化のため、養殖環境の保全、AI技術等を活用した養殖業のスマート化による生産性・所得の向上等に取り組むとともに、「三重県真珠振興計画」や「みえの真珠振興宣言」に掲げた真珠の生産性・品質の向上や海外への情報発信等の取組を着実に進めます。

■ 基本事業2 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化

多様な担い手確保や水産業者等の経営力向上のため、漁師塾や真珠塾などによる新規就業者の定着支援、AI技術等を活用した作業の効率化・省力化等による働き方改革の促進、漁業経営体の協業化・法人化などによる若者に選ばれる経営体の育成、事業承継の仕組みづくり等に取り組みます。

また、水産物輸出の促進、首都圏等への県産水産物の販売促進、衛生管理の高度化、海女漁業の魅力発信等、高い付加価値の創出に向けた取組を進めます。

■ 基本事業3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

地震や頻発・激甚化する風水害等からの被害を軽減し、安全で生産性の高い水産業や安心して快適な漁村を構築するため、漁港施設および海岸保全施設の地震・津波対策の実施や、水産業BCP（事業継続計画）の策定、予防保全が必要な施設の計画的な補修・補強、藻場・干潟の造成、漁場の環境改善、多面的機能の発揮等に取り組みます。また、内水面域の活性化を図るため、内水面資源の保全・活用、漁場環境の保全・管理等に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
漁業産出額	50,654 百万円 (29年)	53,147 百万円 (4年)	海面漁業（養殖を含む）の産出額

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率	100 (30年度)	108 (4年度)	漁業所得の向上を掲げる「浜の活力再生プラン」の策定地区における漁業所得（平成30年度を100とした場合）の増加率
沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合	26.0% (29年)	58.0% (4年)	本県の沿岸水産資源漁獲量 ^{注）1} に占める資源評価対象種漁獲量 ^{注）2} の割合
拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長（累計）	493 m (30年度)	716 m	県管理の生産・流通拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長

注）1 海面漁獲量からマグロ類、イワシ類、ブリ類など広域回遊水産資源を除外した漁獲量の直近値。

注）2 資源解析モデル等を用いた高精度の資源評価に限定。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく施策・事業に取り組むことにより、中小企業・小規模企業が、直面する経営課題に自ら気づいて対応し、ICTの活用をはじめとした生産性の向上や、円滑な事業承継、防災・減災対策等が進んでいます。

現状と課題

- 中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%を占め、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成および維持に寄与しています。こうした重要性の認識のもと、平成26（2014）年4月に施行した「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、中小企業・小規模企業の振興に取り組んでいます。条例施行前と比べ、県内の経済指標は改善傾向にありますが、中小企業・小規模企業にとっては、景気回復の実感は乏しい状況にあります。また、社会構造が変化し、中小企業・小規模企業が新たな課題に直面する中、より一層きめ細かな支援を行うことで、成長を続ける三重県経済をさらに発展させ、厚みを増していく必要があります。
- 人口減少等の大きな構造変化により、本県の有効求人倍率は高止まりしています。また、中小企業・小規模企業と大企業とは、依然として収益性に格差があります。こうした中、中小企業・小規模企業には、人材の確保・育成に加えて、ロボットやクラウドシステム、キャッシュレス決済、AI等のICTを活用した生産性の向上が求められています。
- 平成30（2018）年における県内企業の経営者の平均年齢は58.5歳となり、今後10年の間に団塊世代の経営者の大量引退が想定されています。一方、県内中小企業・小規模企業のうち、事業承継に具体的に取り組んでいる企業は3割以下にとどまっており、早急な対策が必要です。
- 自然災害が頻発する中、県内中小企業・小規模企業の事業継続計画（BCP）の策定割合は1割以下で、他県と比べても低い割合となっています。中小企業・小規模企業が防災・減災対策に取り組むメリットは、被災時の被害低減だけでなく、平時の業務の標準化や効率化を進めるきっかけにもつながることから、これを推進する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

中小企業・小規模企業の活動は、グローバルなサプライチェーンの形成や生活サービスの提供だけでなく、地域コミュニティの存続に必要なインフラの一部でもあります。こうした重要な役割が、人口構造の変化や自然災害などで中断されないよう、中小企業・小規模企業が経営課題に自ら気づいて対応するとともに、県や市町、大企業、支援機関、金融機関等が連携し、知恵や知識、技術を組み合わせ、あるいはつなぎ直していくKUMINAOSHIの視点も入れて、これをしっかりとサポートする体制を構築します。

■ 基本事業1 中小企業・小規模企業の経営力の向上

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、関係機関と連携しながら、三重県版経営向上計画や三重県中小企業融資制度を活用し、中小企業・小規模企業が自ら気づいて行う経営課題の克服や、ICTの活用、強みを生かした新商品・新サービスの開発等の取組を支援するなど、中小企業・小規模企業の生産性向上を図ります。

■ 基本事業2 事業承継の円滑化

事業承継の段階に応じて、①プレ承継支援（経営者の気づきを促す事業承継診断や準備のきっかけづくり）、②事業承継支援（事業承継計画の作成、特例承継計画の承認、後継者マッチング（M&A等）の強化、事業承継支援資金の供給、税制活用の促進）、③ポスト承継支援（再成長に向けた経営革新、人材育成）を行います。

■ 基本事業3 防災・減災対策による事業継続力の強化

関係機関と連携しながら、中小企業・小規模企業の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援します。また、商工団体の経営指導員等と連携し、特に小規模企業の身近な防災・減災対策を促進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
三重県版経営向上計画の認定を受けた中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合	66.8% (30年度)	71.0%	三重県版経営向上計画の認定を受けた中小企業・小規模企業のうち、「営業利益」が認定前と比較し「増加傾向」または「横ばい」と回答した企業の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数（累計）	2,579件 (30年度)	4,455件	商工団体等の支援により、三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数
事業承継計画の作成件数および特例承継計画の確認件数の合計（累計）	—	400件	三重県事業承継ネットワークの支援により県内企業が事業承継計画を作成した件数および県が特例承継計画を確認した件数の合計
県内中小企業・小規模企業におけるBCP等の策定件数（累計）	—	2,500件	中小企業庁指針等に基づく事業継続計画（BCP）、「中小企業強靱化法」に基づく事業継続力強化計画および三重県版経営向上計画（経営課題を防災・減災対策とした計画）の策定件数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

第4次産業革命等が進展する中、県内ものづくり企業が、産学官連携や自社の特徴・強みを生かし、技術的な課題解決をはじめ、自動車産業の構造変化に対応し、航空宇宙等の新たな分野・事業にチャレンジするなど、時代の変化に適応することで、引き続き、本県経済をけん引しています。また、それを支える技術人材の育成が進んでいます。

現状と課題

- 本県では、北勢地域を中心として、我が国の基幹産業である自動車産業、電機・電子産業、石油化学産業等の大企業やそれを支える中小企業・小規模企業が数多く立地しています。今後、第4次産業革命やグローバル競争の激化、人口減少による国内市場の縮小や生産年齢人口の減少等に対応するためには、県内ものづくり企業が新たな技術等を積極的に取り入れ、イノベーションによる新しい価値の創出につなげるための支援が必要です。
- 新技術の開発、技術の高度化、コスト削減、人材育成など、ものづくり企業にとって大きな課題に対応するため、企業の状況に応じた中長期的な視点に基づいた支援を行うとともに、行政をはじめ、研究機関、高等教育機関、産業支援機関が一層の連携を図り、新たな製品開発や事業化等につなげる必要があります。
- 「コネクテッド」^{注）1}、「自動化」、「電動化」など自動車関連産業は「100年に一度」の大変革期を迎えています。本県の基幹産業である自動車関連産業が構造変化に迅速に対応できるよう、県内ものづくり企業の技術開発や技術人材育成等の取組を進める必要があります。
- 国産航空機の完成による新たな市場や今後の技術動向等もふまえ、引き続き、本県が強みを発揮できる分野を生かして、県内ものづくり企業の航空宇宙分野への挑戦を支援する必要があります。
- 国内市場の縮小や厳しい国際競争に晒されている石油化学産業において、今後とも四日市コンビナートが競争力を維持・強化できるよう、ビッグデータ、IoT・AI等を活用したコンビナートのスマート化による生産性向上を促すとともに、それを担う技術人材を育成する必要があります。
- 技術革新への対応や海外生産へのシフト、国内需要の低下等から、ものづくり企業は業種にとらわれない、新たな事業展開や取引拡大が求められていることから、多様な産業分野でのマッチングの機会を創出していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県の活力あるものづくり産業の発展に向け、県内ものづくり企業が今後も高い技術力や競争力を保ち、さらに成長産業分野への参入を進めていけるよう、研究機関、高等教育機関、産業支援機関などの産学官等が連携することにより、企業の技術的課題の解決や技術力の向上を支援し、新たな価値の創出に取り組みます。

注）1 コネクテッド：自動車関連産業でのキーワードとして使用される「コネクテッド」は、車両の状態や周囲の道路状況等のデータを車両同士やインフラとネットワークを介して双方向に通信を行うことで、安全性や利便性等の価値を生み出すこと。

■ 基本事業1 ものづくり基盤技術の強化・産学官連携の促進

県内ものづくり企業が抱える技術的課題の解決や基盤技術の強化のため、県工業研究所が「町の技術医」としてきめ細かな支援を行うとともに、みえ産学官技術連携研究会の活動を通じた共同研究等に取り組みます。また、高度部材イノベーションセンター（AMIC）を中心に、本県の産業集積の強みを生かし、東京大学や三重大学等の先端的な研究を行う高等教育機関と県内企業との産学官連携による共同研究等を通じた新たな製品開発や高付加価値化等を促進します。

■ 基本事業2 次世代ものづくり産業の振興に向けた人材育成と事業環境整備

本県のものづくり産業の競争力強化を図るため、次世代自動車や航空宇宙等をはじめとする次世代ものづくり産業をけん引する技術人材を、関係機関と連携しながら育成します。また、県内企業の次世代ものづくり産業への参入や事業拡大を促進するため、次世代自動車等で必要とされる技術、素材、部品の開発等を支援するとともに、「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」に基づき、商談機会の提供や技術習得支援等により、航空宇宙分野への参入促進、事業環境整備等に取り組みます。

■ 基本事業3 四日市コンビナートの競争力強化

本県のものづくりを支える四日市コンビナートの今後を見据え、コンビナートのスマート化による生産性向上や技術人材育成等、競争力の強化や先進化に向けた取組を支援します。

■ 基本事業4 ものづくり企業の販路開拓の促進

県内ものづくり企業の新分野への進出等を促進するため、大手企業等との技術交流会等を開催し、中小企業等が大手企業の開発・技術動向を知る機会を創出するとともに、販路開拓や新製品の設計・試作、技術力の高度化等への支援に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数（累計）	—	110件	次世代自動車や航空宇宙等の次世代ものづくり産業をはじめとする県内ものづくり産業の振興に向け、県内企業が、県の技術支援や技術交流会等を活用し、新たに製品開発や事業化等につなげた件数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
技術開発や技術課題解決に向けた共同研究等に取り組んだ企業数（累計）	—	150社	県工業研究所やAMICの支援を受けて、技術開発や技術課題解決の共同研究等に取り組んだ企業数
技術人材育成講座等の参加企業数	77社 (30年度)	100社	県が実施する技術人材育成講座等に参加した企業数
四日市コンビナートの競争力強化・先進化に向けた取組数	4件 (30年度)	5件	コンビナート企業と県・四日市市等が連携し、コンビナートの競争力強化や先進化に向けて取り組んだ件数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

Society 5.0 時代につながる新しい視点・発想やデータの利活用等により、さまざまな産業分野において、新しい商品・サービスが創出され、将来の地域社会の担い手である若者にとって魅力があるしごとが増えています。

現状と課題

- 産業を取り巻く社会経済情勢等は、目まぐるしく変化し、従来の社会モデルが通用しない時代に入っています。また、生産年齢人口が減少し、若者の県外流出が課題となっている中、クリエイティブな視点や新たなテクノロジーを活用して、新しい価値や事業等を生み出すことにより、新たな産業や若者にとって魅力的なしごとを創出することが求められています。
- 世界の産業の主戦場が、ビッグデータを取得してIoTやAIと組み合わせ、市場を獲得していくような領域にシフトし、産業構造や就業構造さえも転換させていく中では、Society 5.0時代の到来を見据え、IoT・AI等ICTの導入活用およびデータ活用を進め、産業振興や課題解決につなげていく必要があります。
- 今後の食品市場規模は、国内市場が縮小していく一方で、世界市場は大きく拡大することが想定されており、消費者のライフスタイルの変化や海外現地ニーズを的確にとらえ、新商品の開発や魅力あるサービスの提供など、新たな価値を創出できる人材の確保・育成を進める必要があります。
- 高齢化が進展する中、ヘルスケア（医療・健康・福祉）分野の製品・サービスに対するニーズも多様化しています。このため、研究開発等の促進やヘルスケア産業の活性化をめざすライフイノベーションの取組を推進する必要があります。
- 環境や住民生活に十分配慮し、地域との共生が図られた安全で安心な新エネルギーの導入が求められています。IoT・AIの活用等により、さらなる省エネ推進とともに、需要に対応したエネルギーの安定供給が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

Society 5.0時代の到来を見据えるとき、IoT・AI・5G等ICTの利用を進め、集積したデータの活用等による地域や企業の課題解決や新価値の創造に、積極的に取り組んでいく必要があります。そうした観点から、県内産業の活性化や今後の三重県経済をけん引する産業の創出・育成、環境に配慮した効果的なエネルギー利用等、産学官をはじめ、さまざまな関係機関との連携により取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業1 新たな発想や技術による新事業の創出

クリエイティブな視点や新しい技術による新たな価値・事業の創出を促進するなど、若者が将来に向かい希望を持って働くことのできる県内企業の創出や育成をめざし、KUMINAOSHIによる協創を通じた空の移動革命やスタートアップ支援等に取り組みます。

■ 基本事業2 ICTやデータの利活用による産業振興

IoT等ICTの導入活用を促進するため、経営者の理解促進や人材育成に取り組みます。また、データ活用を推進するため、「みえデータサイエンス推進構想(仮称)」に基づき、産学官連携によるデータ活用プロジェクトの推進やリカレント教育の支援等に取り組みます。

■ 基本事業3 「食」の産業振興

「みえ食の産業振興ビジョン」に基づき、商品開発や販路開拓等に取り組む事業者を関係企業・団体等と連携して支援するとともに、商品やサービスに新たな価値を創出できる「みえの食」の将来を担う人材育成に取り組みます。

■ 基本事業4 ライフイノベーションの推進

ヘルスケア分野の産学官民が連携し、地域資源・ICTなどの活用や医療機関等における実証等とおして、ものづくり技術などを活用した先進的な製品・サービスや、ニーズの高い予防・健康管理等の新たな製品・サービスの研究開発や販路開拓などの支援に取り組みます。

■ 基本事業5 新エネルギーの導入促進とエネルギー関連技術の開発

地方から安全で安心なエネルギーの確保に貢献するため、地域との共生が図られるよう新エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギー関連技術の開発を支援します。また、県民や事業者に対してエネルギーに関する啓発等を行います。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における商品・サービスの創出等の件数(累計)	—	138件	県の支援を受けて、さまざまな産業分野において、新たな発想やICT等の利活用による新事業展開や、商品・サービスの創出等につながった件数

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における人材の育成数	—	405人	新たな発想やICT等の利活用による新事業展開等を促進するための、県の人材育成事業への参加者数
産学官連携プラットフォームを活用したプロジェクト数(累計)	—	12件	「みえデータサイエンス推進構想(仮称)」に基づく産学官連携プラットフォームを活用して取り組んだデータ活用による地域課題解決や新事業の創出に係るプロジェクト件数
新エネルギーの導入量(世帯数換算)	668千世帯(30年度)	747千世帯(4年度)	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賄ったと仮定した場合の世帯数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

成長が期待される産業や国際競争力のある産業など多様な産業において、活発に事業活動を行える環境づくりが進むとともに、国内外の企業による県内への投資が持続的に行われ、雇用の維持・創出や地域経済の活性化につながっています。

現状と課題

- グローバル競争が激化する中でも県内産業が持続的に発展していくため、航空宇宙や次世代自動車関連、「食」関連など、今後成長が期待される分野の投資に加え、マザー工場化等を促進していく必要があります。一方、少子高齢化の加速や若者の流出による生産年齢人口の減少に対応するため、スマート工場化や本社機能の移転、県南部地域における投資などを促進していく必要があります。
- 経済のグローバル化が進展する中、新たなノウハウや最新技術を取り込み、県内企業の技術力向上やイノベーション創出につなげるため、市町や国、日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関と連携して、外資系企業の立地を促進していく必要があります。
- 国内外における操業環境の優位性を保つため、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化を図る必要があります。また、県内の産業用地が減少傾向にあることから、新たな企業誘致や県内企業の再投資を促進するため、産業用地を確保する必要があります。
- 背後圏の産業を物流面で支える総合港湾として、四日市港がその機能を十分に発揮する必要があります。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

経済のグローバル化の進展や人口減少・超高齢化という課題に直面する中、地域においては、自律的で継続的な産業の創出が必要です。このため、市町や関係機関と連携して、国内外の企業による県内への投資を呼び込むことにより、雇用の維持・創出を図るとともに、さらなる地域経済の活性化につながります。



四日市港の様子

取組方向

■ 基本事業1 付加価値創出に向けた企業誘致

企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、航空宇宙、次世代自動車関連、「食」関連など成長産業分野への投資や、マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化や生産性の向上につながる投資を促進します。また、サービス産業や県南部地域における地域資源を活用した産業、中小企業・小規模企業の高付加価値化につながる投資を促進します。

さらに、国やJETROなど関係機関との連携を密にしながら、外資系ホテルなども視野に入れた外資系企業の誘致に取り組みます。

■ 基本事業2 操業しやすい環境づくり

操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化など操業環境の向上を図ることにより、企業の新たな事業展開を支援します。

また、産業用地の確保に向けて、新たな候補地および開発手法の検討や、工場跡地等の未利用地の情報収集を行い、企業誘致を推進します。

■ 基本事業3 四日市港の機能充実と活用

四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流面から貢献できるよう、四日市港管理組合による港湾施設等の機能強化や、国内外の企業や船会社に対するポートセールスを支援し、四日市港の利用促進に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内への設備投資目標額に対する達成率	—	100%	県が関与した企業による県内への設備投資の目標額2,940億円に対する達成率

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
企業立地件数（累計）	—	200件	県が関与した企業立地件数と工場立地動向調査における企業立地件数の合計（重複除く）
操業環境の改善に向けた取組件数（累計）	—	28件	規制の合理化など企業のニーズに応じた操業環境の改善に向けた取組件数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さん、観光地域づくり法人（DMO）^{注1}、観光関連事業者、市町等と一体となって、オール三重で戦略的な観光マーケティングの仕組みを確立し、三重の強みを生かした観光ブランディングや観光の魅力づくり、観光産業の基盤づくり、快適な旅行環境整備に取り組むことにより、三重が旅の目的地として世界から選ばれ続け、観光産業が三重県経済をけん引する産業の一つとして持続的に成長するとともに、地域全体の発展につながっています。

現状と課題

- 観光産業は、県内総生産の3%（平成28（2016）年）を超えており、本県経済の稼ぎ手として、持続的に成長することが期待されています。
- 本県では、伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博2017、インターハイ等の好機を生かし、オール三重で観光振興に取り組んだ結果、平成30（2018）年の観光入込客数は4年連続で増加し、過去最高の4,261万人を記録しました。また、観光消費額についても5,338億円と4年連続で増加し、神宮式年遷宮のあった平成25（2013）年に次ぐ過去2番目となるなど、観光で地域の稼ぐ力を伸ばす「観光の産業化」に向けた取組が着実に実を結びつつあります。
- 日本の観光を取り巻く状況は、人口減少および少子高齢化の進展、旅行ニーズの多様化、インバウンドの急増、キャッシュレス化の進展、ICTの進歩、観光産業の担い手不足等大きく変化しており、本県の観光の発展のためには、こうした新たな課題にもしっかりと対応していく必要があります。
- 令和2（2020）年の東京2020オリンピック・パラリンピック、令和3（2021）年の第9回太平洋・島サミット、三重とこわか国体・三重とこわか大会、令和7（2025）年の大阪・関西万博等のイベント、令和9（2027）年のリニア中央新幹線東京・名古屋間先行開業、令和15（2033）年の次期神宮式年遷宮等を見据え、オール三重で観光振興に取り組むことが必要です。
- 旅の目的地として世界から選ばれ、持続的に成長する三重の観光の実現に向けて、国内外の観光客の多様なニーズを的確にとらえるためのデジタルマーケティング^{注2}の仕組みを確立し、三重県観光のブランディングや観光地の魅力づくりに取り組むとともに、観光産業の高付加価値化や観光産業の生産性向上、受入れ環境整備に向けた取組を進めていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

観光産業の持続的な成長につなげるため、県民の皆さん、観光地域づくり法人（DMO）、観光関連事業者、市町等と連携し、三重県観光のブランディングや三重が世界に誇る観光資源を生かした新たな観光の魅力を創造することで、国内外からの観光客の流れを創出するとともに、観光産業の高付加価値化や観光産業を担う人づくりを進めるなど、観光産業の振興に取り組めます。

注) 1 観光地域づくり法人（DMO）：観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定等を担う観光地域づくりの推進主体のこと。
 注) 2 デジタルマーケティング：インターネットやICT等「デジタル」を活用したマーケティング手法で、収集されたデータの活用・分析を行うことで、多様化するニーズに対応した戦略的な観光資源の開発やサービスの提供につなげることができます。

取組方向

■ 基本事業1 世界の人びとを魅了する三重の観光地づくり

世界の人びとから旅の目的地として選ばれるよう、三重が世界に誇る観光資源を生かしたブランディングに取り組みます。あわせて、データ収集・分析に基づいた戦略的な観光マーケティングの仕組みを構築し、旅行者の目線に立った体験等観光の魅力づくりや新たな価値の創造、国内外からの誘客拡大に向けた戦略的なプロモーションにオール三重で取り組み、「客が客を呼ぶサイクル」を確立します。

また、第9回太平洋・島サミットをはじめとしたMICE^{注)3}をオール三重で成功させることでMICE開催地としてのブランド価値をさらに向上させ、三重ならではの特色を生かした戦略的なMICE誘致につなげます。

■ 基本事業2 人にやさしい観光の基盤づくり

三重を訪れる全ての観光客に満足していただける、質の高い観光地を実現するため、「地域DMO」や観光関連事業者、市町等、さまざまな主体との連携強化や産業間連携の促進、観光産業を支える人材の育成・確保等により三重の観光を変革し続けるとともに、誰もが快適でストレスフリーに旅行ができる旅行者目線に立った受入れ環境整備にオール三重で取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
観光消費額	5,338億円 (30年)	6,000億円 以上	観光客が県内において支出した観光消費額（交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等）

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
観光客満足度	94.9% (30年度)	95.0% 以上	県内の観光地を訪れた観光客の7段階の満足度評価で、「大変満足」「満足」「やや満足」の上位3項目を回答した割合
県内の延べ宿泊者数	890万人 (30年)	950万人	「観光庁宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ宿泊者数
県内の外国人延べ宿泊者数	34万人 (30年)	68万人	「観光庁宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数

注) 3 MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市・イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

戦略的な営業活動により、三重が世界に誇る産業の持つ魅力や価値に国内外から共感が集まり、本県の認知度が高まることで、県産品等の販路拡大や観光客の増加、県内への企業誘致など、産業・地域経済の活性化につながっています。

- 令和2（2020）年に東京2020オリンピック・パラリンピック、令和3（2021）年に第9回太平洋・島サミット、三重とこわか国体・三重とこわか大会、令和7（2025）年に大阪・関西万博、令和8（2026）年に愛知県でアジア競技大会が開催されます。これら国内・県内で開催されるビッグイベントの機会を生かして、県産品の販路拡大や観光客の増加に向けた戦略的な営業活動を行う必要があります。また、これまでの取組によりつながった三重ファンと協働して魅力発信していくことが必要です。
- 三重テラスは、第2ステージ（平成30（2018）年度から令和4（2022）年度まで）に入り、首都圏における認知度向上、三重の応援団等のネットワーク構築、販路開拓のノウハウの蓄積、首都圏メディアとの関係構築等の第1ステージ（平成25（2013）年度から29（2017）年度）の成果の活用が求められています。また、集客に向けた取組を強力に進めるとともに、魅力的なイベント内容・商品・メニューや店員のおもてなしにより、お客様の満足度を高めるよう、運営の質をさらに向上させることが必要です。
- 関西圏においては、近年インバウンドが急増しており、令和7（2025）年には大阪・関西万博も開催されることから、これらの動向を的確にとらえ、三重の魅力発信、観光誘客、県産品の販路拡大につなげていくため、営業活動をさらに強化していく必要があります。
- 伝統産業・地場産業等は、地域の伝統や技術、原料など、三重の風土に根づいた魅力（特性）を生かした貴重な産業です。あらためてその魅力を再認識し、昨今のライフスタイルの変化や消費者ニーズに対応できる新たな魅力や価値を創出し、広く発信することが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

三重が誇る観光資源や食材、伝統工芸品等の地域資源が持つ個性や優位性を生かして、国内外における営業活動を展開することにより、三重の魅力発信に取り組むとともに、県民の皆さん、市町、県内事業者、関係機関等と連携し、三重の魅力づくり、認知度向上に取り組めます。



フランスで開催された、ヨーロッパ最大級の日本酒イベント「SALON DU SAKE」

取組方向

■ 基本事業1 営業本部の展開

三重県営業本部では、県、市町、県内事業者、関係機関等とのオール三重体制により、ビッグイベントの機会を生かして、三重の魅力を発信することで、認知度向上に取り組みます。また、首都圏、関西圏および中部圏にターゲットを絞った営業活動を行うほか、包括協定を締結した企業等とも連携しながら、物産観光展や商談会を開催し、県産品の販路拡大や観光客の増加につなげます。さらに、三重ファンと連携した取組を拡大し、重層的な三重の魅力発信に取り組みます。

■ 基本事業2 首都圏営業拠点の強化

三重テラスにおいて、三重の応援団や、首都圏メディア・SNSを活用した情報発信に取り組み、三重の認知度をさらに向上させます。商品・食材の背景や生産者の思い、三重の自然や伝統、伊勢志摩サミットのレガシーを来店者に伝えることで、新たな三重ファンの獲得につなげます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック開催の機会を生かし、「応援村 OUEN-MURA」等との連携により、世界の人びとに三重の魅力を発信します。

■ 基本事業3 関西圏営業活動の強化

関西圏営業戦略に基づき、県、市町、県内外の事業者、関係機関など官民一体となって、ターゲットを絞った三重の魅力発信に取り組み、関西圏の経済団体や県人会など多様なパートナーとのネットワークを生かしながら、関西圏からの観光客の増加や県産品の販路拡大に向けた取組を効果的に展開します。

また、令和7(2025)年大阪・関西万博開催のチャンスを生かし、三重を知って、選んで、来て、リピーターになっていただけるよう、オール三重による取組を進めます。

■ 基本事業4 伝統産業・地場産業、地域資源の魅力増進

伝統産業・地場産業等の事業者の創意工夫や、他事業者等との連携による商品づくり、体験メニューの開発等、新たな魅力や価値を創出する取組を支援するとともに、伝統工芸品と日本酒や食材など他の産品と一体となったプロモーションにより、広く情報発信します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
三重県産品を購入したい・観光旅行で三重へ行きたいと考えている人の割合	66.6% (30年度)	70.0%	首都圏・関西圏におけるアンケートで、「購入したい三重県産品がある」、「観光旅行で三重に行きたい」と考えている人の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
営業活動に関するネットワークを生かしたイベント実施件数(累計)	—	2,370件	三重テラス、関西事務所等において、これまでの営業活動でネットワーク化した応援企業、応援店舗や、市町・関係機関等と連携して実施したイベントの件数
首都圏営業拠点「三重テラス」の利用者数	18.5万人 (30年度)	20.2万人	三重テラス来館者のうち、県産品の購入や、県産食材の飲食、観光案内の利用、イベント参加など、三重テラスの利用により、三重の魅力を体験していただいた人数
伝統産業・地場産業の技術等の活用、連携により商品開発、販路開拓、情報発信に取り組んだ事業者数(累計)	—	460件	伝統産業・地場産業の技術や地域資源を活用し、他事業者等との連携により新たな価値を見出し、商品開発、販路開拓、情報発信に取り組んだ事業者数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

平成28（2016）年の伊勢志摩サミット開催で大きく向上した本県の知名度や、これまで培ってきたさまざまな強みを生かし、産学官が一体となった取組により、ものづくり産業や食・観光など県内企業の海外展開が進むとともに、優れた企業の誘致や、グローバル人材の相互交流により地域に新たな活力と価値が創造されています。

現状と課題

- グローバル化の進展に加え、人口減少による国内市場の縮小が見込まれることから、企業の海外展開は喫緊の課題となっています。県内中小企業の海外展開は他県と比べ遅れている傾向にあることから、タイや台湾をはじめ、これまで本県が関係を構築してきた国や地域とのネットワークを生かしながら、海外展開をめざす中小企業を積極的に支援していく必要があります。とりわけ、タイではバンコクの「三重タイ イノベーションセンター^{注）}」¹を拠点として、食関連のビジネスを展開する好機を迎えています。
- 伊勢志摩サミットでは、三重県の魅力が国内外に発信されるとともに、海外留学や海外研修等に参加する高校生が2割以上増えるなど、県内の若者が海外に目を向ける絶好の機会となりました。こうしたサミットのレガシーを生かし、県民が主体的に行う国際的な活動をさらに広げていくことで、グローバルな視野を持って将来地域で活躍する人材の育成に取り組んでいく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県の有する強みや海外とのネットワークを生かしつつ、「みえ国際展開推進連合協議会」や県内大学等との連携を通じて、産学官が一体となってオール三重で国際展開の推進に取り組めます。



三重タイ イノベーションセンター開所式の様子

注）1 三重タイ イノベーションセンター：三重県とタイ政府が協力してバンコクに設置した食などの産業連携の拠点。平成30（2018）年11月開所。

■ 基本事業1 海外事業展開の推進

「みえ国際展開に関する基本方針」や「みえ国際展開推進連合協議会」での意見をふまえながら、産学官が一体となったオール三重による海外ミッションを派遣します。また、「三重県国際展開支援窓口」を活用するなど、中小企業の海外展開支援に取り組みます。

「三重タイ イノベーションセンター」では、本県の食の魅力発信や食品加工技術のPR、県産食材の利用促進、タイ製造業の技術力向上支援によるタイ進出県内企業の競争力強化に取り組みます。

また、県内企業の海外人材獲得を促進するため、県内大学等と連携し、国際インターンシップの受入れを推進します。

■ 基本事業2 国際交流の推進

若者への交流機会の提供など、県民が世界に目を向けるきっかけとなるよう働きかけを行うとともに、各国友好団体や公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）など、関係機関と連携した交流活動に積極的に取り組んでいきます。また、姉妹・友好提携先とは長期的視野に立って交流を継続し、周年事業の機会等をとらえた関係強化を図ります。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
海外展開に取り組んでいる県内企業の割合	19.9%	24.0%	「三重県事業所アンケート」において、「輸出」、「海外拠点の設立」または「外国人観光客の受入」を行っていると回答した企業の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県が海外展開の支援・関与を行った企業数（累計）	—	80社	本県がこれまで構築してきた海外の政府・自治体等との関係を活用したり、海外ミッションや「三重県国際展開支援窓口」等を通じて海外展開に取り組んだりした企業数
国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数	8件	20件	みえ国際ウィークの取組や、学生の自主的な活動の支援、民間の交流団体と連携した交流活動など、県が国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県内で働きたいという意欲のある若者が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

現状と課題

- 人口減少・高齢化の進行や、若者・子育て世代の転出超過などにより、県内中小企業では、労働力不足が深刻化しています。特に若者の県外流出が大きな課題となっており、県内高等教育機関卒業生の県内企業への就労を促進するとともに、県外の大学へ進学した学生を就職時に三重県へ呼び戻す取組が必要です。
- 県外の大学へ進学した学生やIターン希望の学生が県内企業でのインターンシップや就職を希望しても、どのような企業があるのか、県内企業にはどのような魅力があるのかなどを知ることが難しい状況です。
- 労働力不足を解消するためには、新規学卒者に加え、離職者・転職希望者等の幅広い人材の県内企業への就職・定着が必要であるとともに、無業者などの潜在的な労働力を確保することが重要です。
- いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在も、本意ではない非正規雇用や無業の状態である人が一定数存在します。こうした状況にある人を対象に、安定した就労に向けた支援の充実が求められています。また、若年無業者の職業的自立が課題となっており、就労に向けて、地域で包括的に支援する仕組みが求められています。
- 生産性向上や競争力の強化など、県内産業界のニーズをふまえながら、新規学卒者や離職者、在職者等を対象とした多様な職業訓練を実施していくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

次代を担う若者は、その能力を発揮しながら、安定した就労により経済基盤を確立し、県内企業は、必要な人材を確保できるよう、企業、国、市町、関係団体などさまざまな主体と連携して、地域の実情に応じた支援に取り組みます。



津高等技術学校での曲げ板金作業の様子

■ 基本事業1 若者等の雇用支援

若者の安定した就労に向けて、その支援拠点である「おしごと広場みえ」を中心として、総合的な就労支援サービスを提供するとともに、就職支援協定締結大学や経済団体等と連携した、県内企業の情報発信や県内企業へのインターンシップ、合同企業説明会の開催などにより、U・Iターン就職を促進します。

また、県内における就職氷河期世代の実態を把握し、当該世代の安定した就労を希望する人を対象に、相談から就職までの切れ目ない支援等に取り組みます。

■ 基本事業2 人材の育成・確保支援

若者をはじめとした多様な人材の育成・確保、さらには企業が行う生産性向上や新たな事業展開などを支援し、地域の産業政策と一体になった雇用機会の拡大に取り組みます。

また、産業界のニーズをふまえ、新規学卒者や離転職者などさまざまな人材を対象とした多様な職業訓練を実施し、修了生の就職促進を図るとともに、県内企業の技術者等の技能向上を図るため、引き続き在職者訓練に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	44.8% (30年度)	50.0%	県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者(三重県出身者に限る)のうち、県内企業等へ就職した人の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
おしごと広場みえ等に登録した求職者の就職率	57.6% (30年度)	64.0%	おしごと広場みえおよび地域若者サポートステーションに登録した求職者のうち、就職に至った人の割合
インターンシップ実施率	—	52.0%	インターンシップ受入れ可能企業(インターンシップ情報サイト掲載企業)のうち、実際に学生等を受け入れてインターンシップを実施した企業の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

現状と課題

- 働く意欲のある全ての人が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革の取組を促進し、企業の生産性向上や人材確保・定着につなげる必要があります。
- 安心して働き続けるためには、雇用等に不安を抱える労働者に対する労働相談等のセーフティネット機能の充実が求められています。
- 働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう支援する必要があります。
- 生産年齢人口が減少する中、働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、高齢者の心身の状況等に応じた多様な就労機会を提供することが求められています。
- 県内の民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合は、近年改善しているものの、一層の雇用促進に向けて、ステップアップカフェなどを活用した気運の醸成や働きやすい職場づくりの支援に取り組むとともに、多様な働き方についての検討を進める必要があります。
- 外国人労働者は、日本語能力や仕事上のルールに関する知識等が十分でないことが多い中で、外国人に対する受入れ環境が十分整っていない企業が一定数存在すると見込まれるため、安心して就労できるよう、環境を整備することが必要です。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

誰もが夢や希望を持って自己実現し、個人の能力や適性を生かして活躍できるよう、企業、関係団体、国・市町等と連携しながら、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。

取組方向

■ 基本事業1 働き方改革の推進

働く意欲のある全ての人が働き続けられるよう、職場環境の整備を進めるとともに、生産性の向上や人材の確保・定着につながる働き方改革に取り組みます。また、働く意欲のある女性や高齢者が就労できるよう、女性の再就職支援や就労継続支援に取り組むとともに、市町と連携し、ICTを活用するなど、高齢者の心身の状況等に応じた多様な働き方の提供に取り組みます。

相談内容が複雑・多様化する中、さまざまな労働相談に対する的確なアドバイスができるよう、関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。

■ 基本事業2 障がい者の雇用支援

障がい者が希望や能力、適性を生かして働き、障がい者と共に働くことが当たり前の社会を実現するため、職業訓練の機会を提供するとともに、ステップアップカフェや「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」などの取組を通じて、企業や県民の理解を促進します。また、障がい者が働く可能性を広げる新たな雇用の仕組みやICTなどを活用した多様な働き方の普及を進めます。

■ 基本事業3 外国人の雇用支援

外国人材の受入れを円滑に行うため、企業における受入体制の整備を促進し、適切な労働環境の確保を図ります。また、外国人が安心して就労できるよう、相談支援体制や、職業訓練・職場体験の提供に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	72.6% (30年度)	81.4%	「三重県内事業所労働条件等実態調査」における調査対象事業所（従業員規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	58.3%	69.5%	毎年6月1日現在の県内民間企業（県内に本社がある45.5人以上規模の企業）における障がい者の法定雇用率達成企業の割合
外国人雇用に係るセミナー等を活用した事業者の満足度	—	95.0%	県が実施するセミナーおよび相談会に参加した事業所や、三重県労働相談室に相談を寄せた事業所のうち、外国人雇用に関する課題の解決につながった、または有用な情報が得られたなど、県の取組が役に立ったとする事業所の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路の整備が進み、幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備、道路・港湾施設等の適切な維持管理に取り組むことで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

現状と課題

- 新名神高速道路の県内区間全線開通をはじめ、多くの幹線道路等の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなどの整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど多くの課題があります。このため、引き続き道路整備や新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。道路整備については、地域のニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進していく必要があります。また、令和3（2021）年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、県内外からの来場者の安全、利便性の向上を図るため、道路整備が急務となっています。さらに、県内への誘客促進や地域活性化のため、東海環状自動車道および令和元（2019）年に全線事業化が実現した近畿自動車道紀勢線の早期整備に向けた取組を進める必要があります。
- 交通事故対策や交通弱者への対策を進める中で、通学児童や未就学児の安全確保が全国的な課題となっており、道路利用者の安全確保に向けた道路施設の機能向上を図る必要があります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化の進行により維持管理コストの増大が予想されている橋梁等道路施設の効果的・効率的な修繕や、剥離が進んだ区画線の引き直しを実施する必要があります。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」を進める必要があります。
- 県管理港湾については、老朽化した施設について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の維持管理を行ってきました。しかし、建設後50年を経過する施設が今後、急速に増加することから、老朽化対策が喫緊の課題となっています。このため、引き続き、施設の適切な維持管理と老朽化対策が必要です。また、港湾は大規模地震発生時に防災上の拠点となることから、緊急物資輸送ルート of 機能を確保する取組を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

道路施設の機能向上にあたり、通学路の安全対策について、「通学路交通安全プログラム」に基づき、PTAなど地域の皆さんと連携しながら進めていくとともに、滋賀県大津市における園児の死亡事故を受け、未就学児の安全対策として園外活動の経路にある危険箇所の現地点検とその対策を講じていきます。

取組方向

■ 基本事業1 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等が連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

■ 基本事業2 県管理道路の整備推進

高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や、地域ニーズへの的確な対応に向けて、早期に効果を発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を進めます。

■ 基本事業3 適切な道路の維持管理

通学児童や未就学児の安全確保を図るため、危険箇所の現地点検および対策を実施し、道路施設の機能向上を図ります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁等道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、計画的な点検、効果的・効率的な修繕を実施するとともに、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど、適切な維持管理を進めます。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」の取組を一層進めます。

■ 基本事業4 県管理港湾の機能充実

港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、計画的かつ効果的な岸壁等の老朽化対策を進めます。また、大規模地震に備え、緊急物資輸送ルート of 機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

主 指 標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長（累計）	—	29.6km	高規格幹線道路、直轄国道およびこれらと一体となった県管理道路の新規供用延長

副 指 標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
橋梁の修繕完了率	100%	100%	定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁のうち、次回点検までに修繕を完了した橋梁の割合
県管理港湾における岸壁等の更新実施延長（累計）	240 m	470 m	県管理港湾において、更新を実施した岸壁等の延長



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

誰もが行きたいところへ移動できる社会の実現をめざし、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保や、新技術を活用した次世代モビリティの導入等に、国、市町、事業者、関係者等と連携して、取り組むことで、高齢者をはじめとする県民の皆さんや来訪者の安心感や利便性が高まっています。

また、国内外とのさらなる交流を促すため、中部国際空港や関西国際空港の機能強化や、リニア中央新幹線の早期整備に向けた取組が進んでいます。

現状と課題

- バスについて、人口減少や運転士不足などにより減便や縮小が進む中、複数市町等をまたぐ幹線バス等を国と協調して支援するとともに、利用者の少ない路線の利用促進等による収支改善を図る必要があります。また、市町の地域公共交通会議等に参加するなどにより、路線バスやコミュニティバス等公共交通の維持・活性化に向けた検討を進める必要があります。
- 鉄道について、人口減少などにより厳しい経営環境が続いていることなどから、路線の維持・活性化を図るため、地域鉄道事業者が実施する安全対策等を国等と協調して支援するとともに、沿線市町や関係府県等と連携し在来線や地域鉄道の利用促進に取り組む必要があります。
- 車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、市町等と連携を図りながら、制度の垣根を越えた取組を進める必要があります。また、高齢者の多様なニーズや地域の実情に応じた自動運転技術やMaaS（Mobility as a Service）^{注）}1等の次世代モビリティの導入、新たな移動手段の確保に関係機関と連携して取り組む必要があります。
- モビリティ・マネジメントの推進を図るため、高齢者を対象としたセミナーやバスの乗り方教室を実施するなど、公共交通への理解と活用を促す取組を市町や企業等と連携して進めていく必要があります。
- 「三重県自転車活用推進計画」に基づく施策等を、着実に進める必要があります。
- 中部国際空港の機能強化に向けて、引き続き、「中部国際空港利用促進協議会」等関係者との連携を図りながら、空港の利用促進に取り組む必要があります。
- リニア中央新幹線の一日も早い全線開業の実現や、名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定に向けた取組を進める必要があります。そのため、リニア中央新幹線の名古屋・大阪間の環境アセスメントの円滑な着手や、その後の速やかな工事着手に向けた事前準備を進めるとともに、県内の気運醸成を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

バス、鉄道などの公共交通の維持・活性化に向けた取組に加え、高齢者をはじめとする車を持たない県民の皆さんが円滑に移動できる環境づくりに向けて、市町をはじめとする関係機関と連携し、地域の実情に応じた持続可能な移動手段を確保する取組や、自動運転技術やMaaSなど新しい仕組みを導入する取組を進めます。また、国内外との交流を生む広域交通網の充実を図るため、関係自治体、事業者、経済団体等と連携しながら、中部国際空港等の機能強化やリニア中央新幹線の開業などに向けた準備を着実に進めます。

注) 1 MaaS：出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス。

取組方向

■ 基本事業1 持続可能な移動手段の確保と次世代モビリティの導入支援

バス、鉄道の維持・活性化に向け、国と協調し市町や事業者への支援を行うとともに、地域の実情に応じた具体的な取組が進むよう、市町の地域公共交通会議などで検討を進めます。

車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、地域の実情に応じた、福祉をはじめとする関係分野と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組などを市町、事業者等と進めるとともに、MaaS等の新技術を活用した新たな移動手段の導入について検討を行う地域や市町の取組に参画し、支援します。また、これらの取組を核としながら、円滑な移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図ります。

さらに、自動運転の導入検討や、交通データのオープン化等に取り組む交通事業者等に対して積極的に支援します。

■ 基本事業2 モビリティ・マネジメント力の向上

運転免許返納後、円滑に公共交通を活用した移動が可能となるよう、返納前から公共交通の乗り方等の啓発活動や、返納時に移動情報の提供などを行います。

「三重県自転車活用推進計画」に基づく施策等が着実に進められるよう、関係機関等と連携します。

■ 基本事業3 国内外との交流を生む広域交通網の充実

中部国際空港について、「中部国際空港利用促進協議会」の事業を活用し、企業や若年層の利用促進に取り組むほか、LCCなどのエアライン、鉄道やバス、高速船と連携して、広域周遊を促進するための取組や利便性の向上を継続して行います。

リニア中央新幹線について、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」および「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」の2つの枠組みを通じ、一日も早い全線開業の実現に向けた取組を進めます。また、JR東海との連携を密にし、必要な情報の収集・整理等を進めるとともに、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、効果的な啓発を行い、気運醸成を図ります。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内の鉄道とバスの利用者数	116,975 千人 (29年度)	116,975 千人	県内の鉄道（JRと私鉄の全線）とバス（三重交通バス、三岐バスおよび八風バスの全路線）の利用者数の合計

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地域公共交通会議等において、生活交通の確保に向け、新たな交通手段の導入について検討を開始した件数（累計）	5件	13件	生活交通の確保に向け、自動運転技術等新たな技術を活用した移動手段、デマンドタクシー等地域の実情に応じた移動手段、スクールバス等への混乗等関係機関が連携して取り組む移動手段等、新たな交通手段の導入の検討を開始した件数
高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を行った地域数	6地域	14地域	運転免許返納後に公共交通を活用した移動が可能となるよう、市町や事業者等との連携による公共交通の利用拡大に向けた取組など、高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を行った地域数
リニア中央新幹線に関する啓発活動の実施件数（累計）	—	60件	リニア事業に対する県民等の気運醸成につながる啓発活動を実施した件数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

新都市計画区域マスタープランに示す都市計画の目標や方針に沿って人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造^{注）1}の形成（コンパクトなまちづくり）が進んでいます。また、都市基盤の整備や、地域の個性を生かした景観形成、住環境の整備、建築物の安全性確保の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、土地利用や都市施設等に関する都市計画決定や、街路の歩道整備等、都市基盤の整備を進めてきました。引き続き持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。また、県や市が景観計画を策定するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めてきました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、市町が主体となった景観づくりの取組や、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。
- 県営住宅の適切な維持管理を進めるとともに、耐久性・省エネ性能等を備えた長期優良住宅の普及促進と認定を行って来ました。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援の充実を図っています。引き続き、誰もが安全・安心で豊かな住生活を楽しむ良質な住宅への転換や高齢者をはじめ住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援が求められています。
- 建築物の安全性確保に向けて、建築主事を置く市と連携して、適法な新築建築物の確保とともに、既存建築物の適正な維持保全の促進に努めて来ました。引き続き、「建築基準法」や「都市計画法」等に基づく許認可や指導・助言を行うことにより、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが安心して快適に暮らせるよう、都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のための周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、市町や事業者等と共にコンパクトなまちづくりを進めます。

また、頻発・激甚化する水害や土砂災害、発生が懸念される大規模地震等をふまえ、地域に即した災害に強いまちづくりを進めます。

注）1 集約型都市構造：人口の減少や超高齢社会などの社会情勢に対応するため、都市の無秩序な拡散を抑え、多様な都市機能と公共サービスを拠点となる市街地に集約することで、高齢者をはじめとする全ての人が暮らしやすく、市街地を中心として内外の交流が進み、魅力ある都市空間となることを可能とする都市構造。

取組方向

■ 基本事業1 安全で快適なまちづくりの推進

人口減少・超高齢社会等に対応したまちづくりの形成に向けて、新都市計画区域マスタープランを定めるとともに、それに沿った都市計画の策定を進めます。また、街路における通学路等の安全対策や電線類の地中化等による都市基盤の整備を実施します。さらに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、地域住民と連携した市町の景観づくりの取組の支援、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導、屋外広告物の設置の適正化や安全対策の充実に取り組めます。

■ 基本事業2 安全で快適な住まいづくりの推進

県営住宅および市町営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、長期優良住宅の普及や空き家対策等による既存住宅のストックの活用を促進します。さらに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実を図ります。

■ 基本事業3 適確な建築・開発行政の推進

新築建築物等の完了検査の徹底や、不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした定期報告制度^{注)2}により、「建築基準法」の遵守を促すとともに、「都市計画法」に基づき適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地の確保に取り組めます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定(変更)が行われた都市計画区域の数(累計)	—	7区域	改定後の新都市計画区域マスタープランで示された土地利用規制(区域区分)の基本方針および土地利用(用途地域、地域地区)や都市施設などに関する都市計画の決定方針に沿って都市計画決定(変更)を行った都市計画区域の数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長(累計)	—	1,290m	計画期間内に街路における歩道および電線共同溝の完成が見込まれる箇所の合計延長
県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	—	100%	県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく県営および市町営住宅の長寿命化工事を実施した割合

注) 2 定期報告制度：一定規模・用途の建築物や昇降機等について、所有者等が専門技術を有する資格者に、その建築物の構造、建築設備、避難施設等を定期的に調査・検査をさせて特定行政庁(県知事や建築主事を置く市長)に報告する制度。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

水や土地は、限られた貴重な資源であり、県民の皆さんの生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。安全で安心な水資源がいつでも安定して使用できる基盤整備が進むとともに、市町、関係機関等と連携した供給体制が確保され、水が大切に使用される社会が構築されています。

また、計画的かつ適正な土地利用が図られ、自然環境と調和のとれた豊かな県土が次世代に引き継がれています。

現状と課題

- 水道事業については、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、経営安定化への取組が必要となっているとともに、大規模地震による被害発生時などにおいては、水の供給等、行政区域を越えた連携の重要性が高まっています。また、県が供給する水道用水、工業用水の施設についても、地震による被害や経年による老朽化が懸念されています。こうした中で、将来にわたって県民の暮らしの安全・安心の確保と地域経済の発展に寄与していくため、持続可能な水の安全・安定供給の実現に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。さらに、渇水時における水不足を解消するため、安定的な水資源の確保に取り組む必要があります。
- 土地は限られた貴重な資源であることから、計画的かつ適正な土地利用を図る必要があります。また、円滑な土地利用を図るため、地籍調査を市町等と連携し推進していますが、地籍調査の進捗率は、平成30（2018）年度末において9.6%で全国平均52%と比べて低い状況にあることから、県内の地籍調査を着実に進めていくという考え方のもと、効果的かつ効率的に地籍調査を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

南海トラフ地震等の大規模地震の発生に伴う断水や渇水時の水不足が危惧されるとともに、水道用水・工業用水の施設の老朽化が進行する中で、県民生活や経済活動の基盤となる水がいつでも安定して利用できるように、市町や関係機関等と連携して取り組みます。

また、豊かな県土を次世代に引き継ぐため、市町等と連携して、計画的かつ適正な土地利用や、自然環境等を保全する土地利用を進めるとともに、円滑な土地利用や災害時の迅速な復旧・復興等につながる地籍調査を推進します。



播磨浄水場

■ 基本事業1 水資源の確保と水の安全・安定供給

県が供給する水道用水、工業用水の安全・安定供給の確保に向けて、施設の適切かつ計画的な改良を継続して進めるとともに、経営基盤の強化に取り組みます。また、県内の水道事業について、県民の皆さんに安全な水道水を安定的に供給するため、持続可能な事業運営ができるよう、水道事業体の経営安定化の促進、協定による災害発生時における県内市町および近隣府縣市との応急給水、応急復旧等の応援体制の連携推進に取り組みます。さらに、渇水時の水不足に対処するため、利水者および関係機関と連携して、必要な水資源の確保に取り組みます。

■ 基本事業2 土地の基礎調査の推進

「国土利用計画法」に基づく土地取引の届出制度の運用など、県土が計画的かつ適正に利用されるよう取組を進めます。また、地籍調査の進捗率は、全国平均を大きく下回っていることから、市町と連携して地籍調査を効果的かつ効率的に行っていく必要があります。災害時の迅速な復旧・復興等に向け、緊急性の高い南海トラフ地震などによる被災想定区域等での地籍調査を進めるとともに、新技術の導入や国直轄事業の成果を活用した地籍調査などに取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
被災想定区域等で地籍調査に取り組む市町数	21市町	25市町	大規模災害時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの被災想定区域等で地籍調査を推進する市町の数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
管路の耐震適合率	62.9%	66.3%	企業庁が管理する水道用水・工業用水の管路総延長780 kmのうち、耐震適合性のある管路延長の割合
地籍調査の効率化に取り組んだ市町数	18市町	22市町	地籍調査の推進に向けて、新技術を用いた調査の実施や、国の直轄事業の成果の活用など効率的な手法の導入を行った市町の数

スローガン **ときめいて人 かがやいて未来**

大会がきっかけとなって全ての人が夢と感動、喜びと充実感を味わい、大会後も元気であり続けていくような未来になるようにとの願いを込めています。

三重とこわか国体

開催期間 令和3(2021)年9月25日(土)から
令和3(2021)年10月5日(火)



令和3(2021)年に三重県で第76回国民体育大会「三重とこわか国体」が開催されます。

国体は国内最大のスポーツの祭典で、広く国民の間にスポーツを普及し、健康増進と体力の向上を図り、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的に毎年開催されています。

三重県では、昭和50(1975)年の三重国体以来の開催となっており、「オール三重」でこの祭典を盛り上げていきます。



昭和50年三重国体(開会式)の様子

トピック

昭和50年国体
(三重県開催)

オリンピック3連覇という偉業を成し遂げた吉田沙保里さんの父親 故・栄勝さんは、昭和50(1975)年の三重国体で三重県代表として活躍されました。その後、津市でレスリング道場を開き、沙保里さんや土性沙羅選手など世界で活躍する選手を誕生させました。

三重とこわか大会

開催期間 令和3(2021)年10月23日(土)から
令和3(2021)年10月25日(月)



ボッチャの競技風景

令和3(2021)年に三重県で第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」が開催されます。

全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

トピック

ボッチャ

重度の障がいのある方の参加促進を目的に、三重とこわか大会から新しく実施されます。ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールをいかに近づけるかを競うスポーツで、パラリンピックの正式競技にもなっています。

●「とこわか(常若)」とは

「いつも若々しいこと。いつまでも若いさま。」を表現した言葉で、県民や来訪者が活力に満ち、元気になるようにとの願いを込めています。

県民力結集! とこわか^{うんどう}運動

県民の皆さんの力で両大会を盛りあげる「とこわか運動」への参加を募集しています!
皆さんも一緒に「とこわか運動」の輪を広げていきましょう!

申込は
こちら

